

第4回東戸塚小学校過大規模校対策検討部会 次 第

日時：令和6年1月15日（月）

18時00分から

場所：東戸塚小学校

- 1 開会
- 2 前回の検討内容の確認
- 3 寄せられた意見・質問等について
- 4 議題「検討部会から提出する意見書案について」
- 5 その他
 - (1) 施設整備の基本的な考え方について
 - (2) その他連絡事項

■本日の配付資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 席次表
- 資料3 東戸塚小学校過大規模校対策検討部会ニュース第3号
- 資料4 事務局に寄せられた御意見等一覧
- 資料5 意見書案
- 資料6 小学校施設整備水準
- 資料7 横浜市立小・中学校施設の建替えに関する計画・設計の考え方

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会 委員名簿

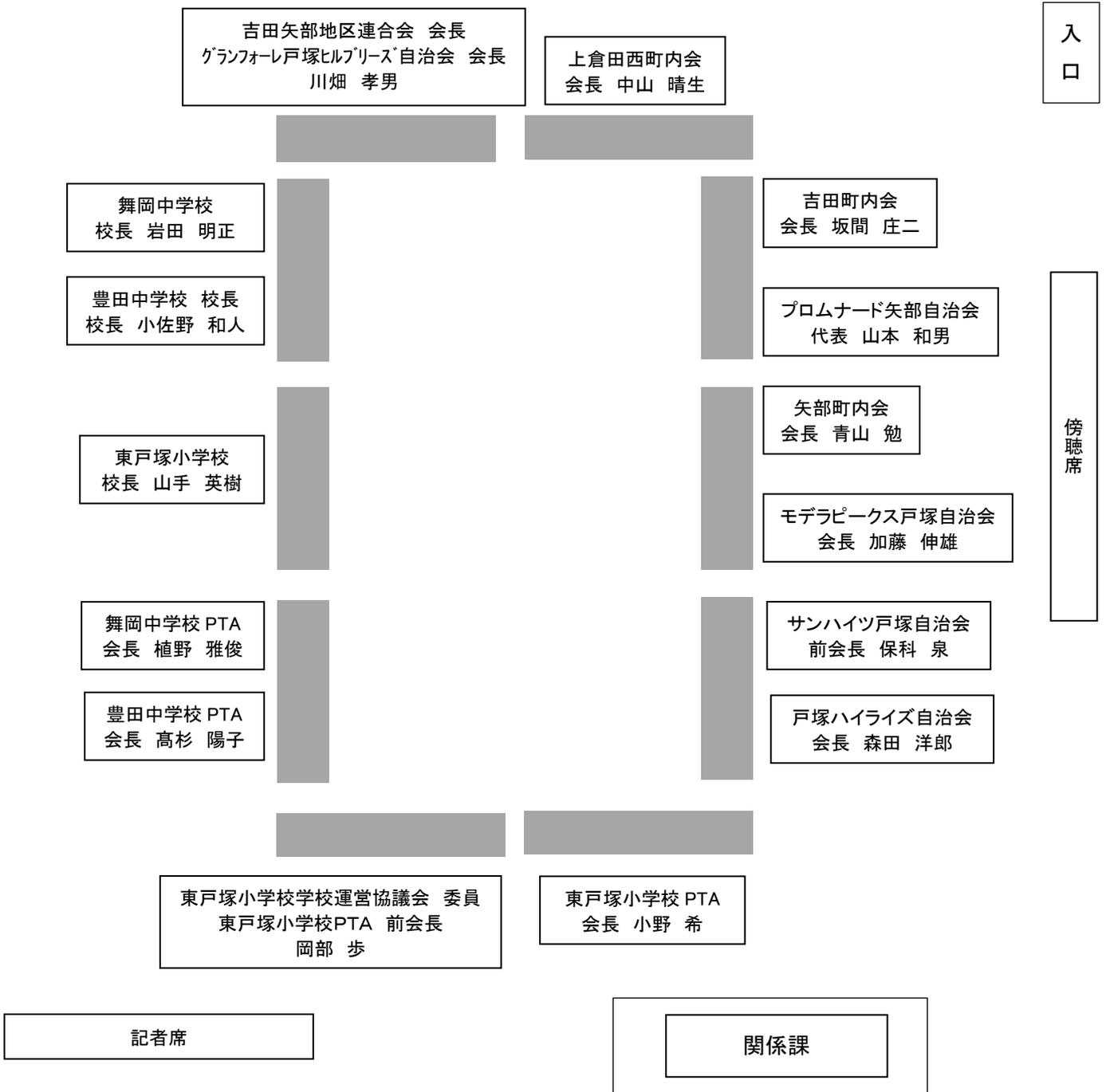
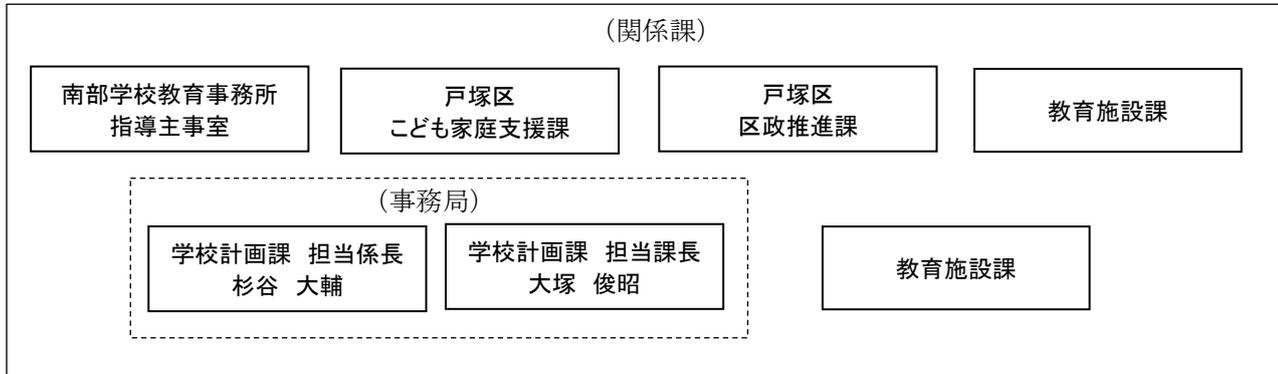
(敬称略)

分野	氏名	所属・役職等
地域代表	川畑 孝男	吉田矢部地区連合会 会長 グランフォーレ戸塚ヒルブリーズ自治会 会長
	坂間 庄二	吉田町内会 会長
	山本 和男	新プロムナード矢部自治会 会長
	青山 勉	矢部町内会 会長
	加藤 伸雄	モデラピークス戸塚自治会 会長
	中山 晴生	上倉田西町内会 会長
	保科 泉	サンハイツ戸塚自治会 前会長
	森田 洋郎	戸塚ハイライズ自治会 会長
保護者代表	小野 希	東戸塚小学校PTA 会長
	岡部 歩	東戸塚小学校学校運営協議会 委員 東戸塚小学校PTA 前会長
	高杉 陽子	豊田中学校PTA 会長
	植野 雅俊	舞岡中学校PTA 会長
学校関係者	山手 英樹	東戸塚小学校 校長
	小佐野 和人	豊田中学校 校長
	岩田 明正	舞岡中学校 校長

分野	氏名	所属・役職等
事務局	大塚 俊昭	教育委員会事務局 学校計画課担当課長
	杉谷 大輔	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	福田 達彦	教育委員会事務局 学校計画課
	井川 博貴	教育委員会事務局 学校計画課
	板垣 貴人	教育委員会事務局 学校計画課
分野	氏名	所属・役職等
関係課	赤羽 孝史	教育委員会事務局 教育施設課担当課長
	田島 絵美	教育委員会事務局 教育施設課計画推進係長
	永山 智文	教育委員会事務局 教育施設課整備係長
	河原 かおり	教育委員会事務局 南部学校教育事務所 指導主事室 指導主事
	雨堤 久美	戸塚区 区政推進課長
	織地 啓	戸塚区 区政推進課 まちづくり調整担当係長
	畠山 久子	戸塚区 こども家庭支援課 学校連携・こども担当課長
	清家 洋平	戸塚区 こども家庭支援課 担当係長

第 4 回 東戸塚小学校過大規模校対策検討部会

席次表



東戸塚小学校過大規模校対策 検討部会ニュース

第3号

発行日：令和5年12月18日

発行元：東戸塚小学校過大規模校対策検討部会
(事務局：横浜市教育委員会事務局学校計画課)

はじめに

現在、東戸塚小学校は一般学級数 31 学級（令和5年5月1日現在）の過大規模校であり、今後も更に児童数が増加して過大規模の状態が継続する見込みです。そのため、「東戸塚小学校過大規模校対策検討部会」において、過大規模校対策について検討しています。令和5年10月23日（月）に第3回検討部会を開催しましたので、検討状況等について、保護者の皆様や通学区域内にお住まいの皆様にお伝えします。

第3回検討部会

日時：令和5年10月23日（月）18時00分から
会場：東戸塚小学校

第3回検討部会の決定事項など

- ・東戸塚小学校の過大規模校対策は、分校設置案とする方向で意見がまとまりました。
- ・分校の学年分けについては、本校に1～3年生、分校に4～6年生とする方向で意見がまとまりました。
- ・分校名案については、「東戸塚小学校分校」とする方向で意見がまとまりました。

1 東戸塚小学校の過大規模校対策について

東戸塚小学校の過大規模校対策については、第2回検討部会の議論の内容を踏まえ、各所属団体で改めて話し合っていたが、第3回検討部会で再度検討を行いました。

第3回検討部会では、前回の議論と同様に、分校設置案について、概ね2校分の教職員配置や学校運営費等をメリットであるとする意見が多く出されました。また、同一敷地の分校であれば、建物等の管理は本校と分校の区分を決めて、それぞれに行う必要はありますが、児童の交流も図れ、地域とのこれまでの関係を変えることなく、学校運営が行える旨の意見も出され、検討部会としては、分校設置案が望ましいという意見でまとまりました。

【部会委員からの主な質問や発言】（凡例 ☆：委員 ⇒：事務局）

- ☆ 分校設置案がよいと思う。検討部会ニュースで、通学区域は変わらず、敷地が同一で、学年別分校という方向性が示されたため、地域の保護者からは分校設置案に肯定的な意見が多かった。一方で、学年別分校となっても、学年間交流や全学年での運動会などは続けてほしいという意見や分校となっても一体的な運営ができるようにしてほしいという意見、分校を設置しても児童の密度は変わらないことを懸念する意見もあった。
- ☆ 未就学のお子さんの保護者はまだ実感が持てない方もいる。対策の方向性が決まることでスケジュールが決まってくると現実味が出てくるのではないかと思う。また、検討部会に寄せられた意見（P.2～3参照）などを見ても、分校は別々の学校という印象になってしまうと思うので、校舎設計時や開校後の学校運営では、こうした意見も参考に、一体感のある整備や運営に努めてもらえればと思う。
- ☆ 周囲でも分校設置案に異論はない状況。教職員や予算面は重要だという意見が多く、児童に接する教職員は1人でも多い方がよいという意見ももらっている。
- ☆ 分校そのものに、ピンと来ていない人もいるかもしれないが、反対意見や否定的な意見を言う方はいない。一方で、工事が始まることへの不安や自分の子どもがプレハブ校舎に通うことになるのかという心配の声を聞いている。
- ☆ 充実した施設や教職員、予算で、児童とのコミュニケーションも十分に図れて、地域利用もできるのであれば、単独整備案でも分校設置案のどちらでもよいが、現状の制度で考えたときには、分校設置案が、あつれきが少ない形で教育環境の整備が実現できる可能性が高いと思う。
- ☆ 教職員不足と言われている中で、東戸塚小学校の児童数・学級数の増加にきちんと対応できるのか。
⇒ 児童数・学級数が増加していく学校においても、必要な教職員を適切に配置させていただきます。
- ☆ 過大規模校対策は別の敷地を確保して、新設校をつくることで児童の密度を減らすことが基本なのだ

- 思うが、東戸塚小学校の場合は、概ね2校分の敷地を活かした方法を検討している状況と認識している。教職員や学校運営費などの分校設置案のメリットを活かしていけば、学校運営も十分やっていけると考えている。また、分校設置案であれば、1つの東戸塚小学校を維持していける。同一敷地での分校を考える上での類似事例として、小中一貫校として校長1人体制で運営している義務教育学校があるが、そうした事例も参考にしながら、校長の負担を軽減するための役割分担などを検討していければと思う。
- ☆ 「分校=分割」というイメージになってしまい、東戸塚小学校としてのまとまりが無くなってしまわないかと心配されている方もいるようだ。仮に分校を設置するとしても、学校の運営方法によって、まとまりを維持してもらいたい。
- ☆ 【表1】の分校設置案における教職員配置の考え方を詳しく教えてほしい。
- ⇒ 分校は基本的に1校とみなされますが、本校と分校で概ね2校分に近い教職員配置となります。ただし、管理職は副校長が2人になりますが、校長は1人のままです。また、一部の教職員は本校と分校の両方を担当することになります。
- ☆ 当初は単独整備案で、学校運営費や教職員を増やしてもらえないかと考えていたが、現実を考えると、それはなかなか難しいとわかり、分校設置案にするのがよいと考えるようになった。

【表1】(参考) 東戸塚小学校過大規模校対策：3つの方策に対する事務局の点検・評価

項目		検討の視点	事務局の評価		
			単独整備案	分校設置案	分離新設案
学習環境・学校運営	施設整備	教育上、必要な施設の整備、児童・教職員に安全で使い勝手の良い配置	○ 1校分の施設整備水準等に基づき整備(特別教室の数等は別途検討)。	◎ 2校分の施設整備水準等に基づき整備が可能(校舎配置等により、共用できる部屋、スペース等があれば共有化を検討)。	◎ 2校分の施設整備(東戸塚小学校、新設校がそれぞれ独立した学校として整備されるため)。
	グラウンド面積の確保(竣工後)	グラウンド面積の広さ・使い勝手の良い形状			
	学校行事のしやすさ	学校運営に適した施設の配置、1校あたりの児童数	△ 1校で学校管理を行う。教職員は原則、1校分の配置。	○ 1校の学校管理の範囲を分割できる。教職員は、1校分の教職員+分校運営に必要な教職員を配置。	◎ 学校管理の範囲は東戸塚小学校と新設校で分割。2校分の教職員配置。(東戸塚小学校、新設校がそれぞれ独立した学校として整備されるため)
地域連携	教職員配置	学校運営に必要な管理職、教職員の確保			
	地域利用	現在、行われている地域活動の継続	○ 小学校の整備に合わせて、機能等の向上を図る。	○ 小学校の整備に合わせて、機能等の向上を図る。地域利用や災害対策については、今後検討。	○ 小学校の整備に合わせて、機能等の向上を図る。地域利用や災害対策(運営方法等)は別途検討。
	災害対策	災害対策の向上			
施設整備	通学区域	検討による通学区域への影響	○ 通学区域変更なし	○ 通学区域変更なし	▲ 学校と地域の結びつきが強い中で、通学区域は、改めて2校それぞれの設定が必要。
	工期	工事の期間(児童への負担など)			
	事業費	費用対効果、補助金の導入の可否	- 工期・事業費は設計等の時点で詳細な検討が必要。今後、補助金の確保に努める。(現時点では評価対象外)	- 工期・事業費は設計等の時点で詳細な検討が必要。今後、補助金の確保に努める。(現時点では評価対象外)	- 工期・事業費は設計等の時点で詳細な検討が必要。今後、補助金の確保に努める。(現時点では評価対象外)
その他	グラウンド面積の確保(工事中)	工事期間中において確保できるグラウンド面積			
		異なる学校が隣接することに対する学校教育への影響			▲ 2校が隣接するため、常に比較対象として見られ、本来は生じないはずの学校間の競争が注げる懸念がある。

【第2回検討部会後に寄せられた意見及び質問等】(凡例 ◆：意見・質問 ⇒：事務局からの回答)
 ※お寄せいただいた御意見等は検討部会に報告しました。なお、紙面の都合上、抜粋・要約して掲載しています。御意見の全文は、第3回検討部会の当日資料として、ホームページ(P.4参照)で御覧いただけます。なお、◆の2つ目の御意見への回答は第3回検討部会終了後にお送りしました。

- ◆ 東戸塚小学校在校生の保護者です。分校にする必要性は何でしょうか。学年ごとに分けるとしても、一学年あたりの学級数は多いままなので、子どもの活躍の場がないなどの課題は解決していないと思います。分校にせずとも、分校のメリットを規約に追加して、市議会や市長の承認を得ればよいのではないのでしょうか。
- ⇒ 東戸塚小学校の過大規模校対策については、分離新設案だけではなく、単独整備案と分校設置案を

含めた3案で検討を行っています。検討部会では、2校分の施設整備や教職員配置等を考慮すると、分校設置案がよいという意見が多く出されました。

なお、1学年あたりの学級数が多く、お子さんの活躍の場がないという御懸念については、今後の学校運営を考えていく中で、引き続き、検討を行ってまいります。

◆ 東戸塚小学校在校生の保護者です。過大規模校対策3案の検討について以下のとおり意見を述べさせていただきます。

- ・学校の敷地が広がらないのなら分校設置のメリットはほとんどない。
- ・学校を分割することの弊害の方が懸念される。
- ・予算・人員配分のためだけに分校案を選ぶのは、東戸塚小にとっても市財政にとっても不本意。
- ・児童数・学級数に応じた予算・人員の配分を、検討部会として市当局に要望すべき。

⇒ 第3回検討部会では、これまでの議論と同様に分校設置案について、概ね2校分の施設整備や教職員配置等をメリットであると考えられる意見や、同一敷地の分校であれば、管理区分は分けつつも、児童の交流も図れて地域とのこれまでの関係を変えることなく学校運営が行える旨の意見も多く出されたことを受け、「分校設置案」を検討部会の意見とすることが決まりました。

なお、御指摘いただきました分校を設置することで生じる課題については、今後の施設整備において解消に努めていくとともに、学校の管理運営についても、児童や教職員の交流や連携が適切に図れるよう、学校と連携し、教育委員会事務局にて検討を行ってまいります。

2 分校の学年分けについて

東戸塚小学校で想定する分校の学年分けについては、学校経営が専門で、横浜市の教育行政にも精通している学識経験者へのヒアリングや、教育委員会事務局内で意見交換を行った内容（【表2】参照）も参考にして議論を行った結果、本校と分校を3学年ずつとし、本校に1～3年生、分校に4～6年生とすることを検討部会の意見とすることとなりました。

【表2】学識経験者等へのヒアリング結果

	学識経験者	<参考>横浜市教育委員会事務局
	①国士舘大学体育学部こどもスポーツ教育学科 教授 北神 正行 氏 ②国立教育政策研究所 名誉所員 小松 郁夫 氏	学校教育企画部等
総括	・学年分けは、年度によって1学年9学級が見込まれており、4学年と2学年で分けてしまうと、過大規模校になってしまうので、1～3年生と4～6年生をまとめるというのでよいと思う。	・学年分けはシンプルに近い学年で固める形でよいと思う。
学校運営	・校長は1人なので、学校行事等の配分もしやすいと思う。 ・副校長の専決事項を決めて運営していくシステムをつくれれば、うまく学校経営等も行えると思う。同一敷地であれば、意思疎通もしやすいと思う。 ・一学年あたりの教員も多いので、若手からベテランまで揃えられる。教員の育成にうまくつながれるとよい。	・本校と分校の行き来がしやすい校舎のつくりであれば、ペア学年の交流ができる。 ・学習面では、授業で使う備品等が同じ棟の中に集められるメリットがあるので、1～3年生や4～6年生など学年が近接している方がよい。 ・個別支援学級については、交流級との行き来が重要であり、1～3年生の棟の方には低学年、4～6年生の棟の方には高学年の個別支援学級を設置することが望ましい。(本校と分校の行き来ができるのであれば、低学年と高学年で分けなくても柔軟に対応できるので、学校の状況にもよる)
指導・教育	・5～6年生は教科担任制を行っていると思うので、4年生の授業もサポートできるとよい。可能なら、4年生の算数や理科などには教科担任制を導入するのが望ましい。 ・低学年が高学年の活動を見て、自分たちの将来イメージを描けるよう、交流は必ずやるべき。 ・低学年では人間関係構築を図るため、1～3年生については、言語やコミュニケーション能力を高める取組を、学校行事を中心にしっかりやっていくべき。	・チーム学年経営（教科担任制）の考え方から、5～6年生を分けないようにする方がよい。 ・4年生からクラブ活動なども始まるので、高学年の仲間入りという意識付けにもなる。 ・1年生は2年生を見て学ぶので、1～2年生は離したくない。
施設	・高学年になると、グループ学習や発表の機会が増える。可能であれば、高学年ではこのような学習が行いやすいように、施設や備品などを工夫できるとよいと思う。	・近い学年が固まっていた方が、発達段階に合わせた合理的な施設整備ができ、生活もしやすいと思う。(例：トイレや図書室) ・高学年では、児童会議室などが必要となるほか、他学年と比べて少人数指導が行われる頻度も高いため、高学年で固める方が必要な教室の整備もしやすいのではないかと。

【部会委員からの主な質問や発言】（凡例 ☆：委員 ⇒：事務局）

- ☆ 学年分けについては、【表2】の内容と同意見で異論はない。しかし、年度によっては、本校と分校の学級数のバランスが悪くなってしまう恐れもあり、施設整備を考える上でも不都合となる可能性もある。学年分けは決めなければならないのか。
- ⇒ 分校を設置する場合、○～○年生が本校、○～○年生が分校と規則で定めて運営することが前提になっています。必ずしも1～3年生と4～6年生にしなければならないわけではありませんが、【表2】のヒアリングは学校運営のしやすさという観点も考慮して行いました。なお、今後、学校運営に大きな支障が生じてしまうような場合には、規則改正の手続きを経て、学年分けを変えることも可能です。
- ☆ 個別支援学級について、東戸塚小学校においては、個別支援学級の1～6学年が一か所に集まる機会も多いので、本校と分校に分けることなく、全学年が近くなるように配置される方がよいと考えている。また、個別支援学級に限った話ではないが、本校と分校で分かれても、ペア学年（東戸塚小学校のペア学年は、1年生と6年生、2年生と4年生、3年生と5年生）の交流がしやすいように、渡り廊下をつくるなど、施設整備で工夫をしてもらいたい。また、教科担任制として、英語等で専任教員が配置されており、こうした対応が今後も継続していけば、過大規模校でも学校運営をしっかりと行っていけると考えている。

3 分校名について

分校名については、議論の結果、「東戸塚小学校分校」とすることが検討部会の意見となりました。

【参考】分校名案の選定方法について

（案1）東戸塚小学校分校とする。

（案2）新しく分校名をつける。

なお、その際は、次のいずれかに該当するものは、選定しない。

ア 市内に学校名が既に存在・類似するもの

イ 分校名として長すぎるもの

ウ 東戸塚小学校通学区域以外の地名等や他地区と誤解されやすいもの

エ 言いづらい、発音しづらいもの

オ 人名に多いもの

※ 分校名は、検討部会としての意見決定後、学校規模適正化等検討委員会（審議会）、教育委員会、横浜市会での決定を経る必要があります。

【部会委員からの主な質問や発言】（凡例 ☆：委員）

- ☆ 名前を決めるために、アンケートなどを行っているが、時間がかかり過ぎてしまうこともあるので、案1の「東戸塚小学校分校」でよいのではないかと。また、（案2のようなかたちで）分校名を決めなくても、実際の学校運営の場面では、通称名などを使用することも考えられる。
- ☆ （案2のようなかたちで）分校名を決めてしまうと、学校が分割される印象が強くなってしまふ。個性がない方が、学校としての一体感が出るのではないかと。

◆第4回検討部会について ※会議は公開で行います。傍聴については、後日、下記ホームページで御案内します。

日時：令和6年1月15日（月）18時00分から 会場：東戸塚小学校 2棟1階ランチルーム

検討内容：検討部会から提出する意見書案について

◆東戸塚小学校過大規模校対策検討部会の検討経過等について

部会の会議案内や会議録、ニュースについては、ホームページからも御覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/kadaikibo/higashitotsuka-kibo.html>



◆事務局（お問い合わせ先）

皆様からの御意見や御質問を受け付けております。Eメール、電話またはFAXでお寄せ下さい。

横浜市教育委員会事務局学校計画課

Eメール：ky-higashitotsuka-kibo@city.yokohama.jp

TEL：045-671-3252

FAX：045-651-1417



事務局に寄せられた御意見等一覧

	意見内容	問合せ方法
1	<p>諸々ご検討ありがとうございます。</p> <p>先日運動会が行われ、見学させていただいた者として何点か意見させていただきたく。</p> <p>①人数が多すぎて、子供たちは自分の出番以外はずっと暑いなか待ってるだけでした。徒競走など、各学年6人×30レースあり、他の子供の間は、じっと座ってなくてはなりません。分校案がでていますが、ハード面だけでなく子供が活躍できる機会を増やすためにも各学年の絶対数を減らす必要があると感じます。</p> <p>②通っている児童たちは分校案をどのように考えているのでしょうか。大人は法律だ、予算だ、と言ってますが、大事にすべきは子供たちです。校庭で自由に遊べない、という声を聞きます。根本的な絶対数を減らすべきと考えます。</p> <p>③プールや体育館をそれぞれ大きめに設置するとありますが、プールは夏の僅かな期間のためだけの設備です。近隣にYMCAさんやNASさんがあるので、あえて新設せず、出向くなどは検討されましたか？新しい土地を購入せず、今ある敷地の大きさが変えられないならば無駄は省くべきです。せっかくの校庭を潰さないためにも柔軟な検討をお願いします。</p> <p>④建設中の大規模マンションだけでも舞岡小学校に学区変更を検討すべきではないでしょうか？元々東戸塚小学校に通う児童が新設マンションのせいで、のびのび学校生活を送れないのは本末転倒です。また、他校区からの越境（とくにキッズクラブの利用のために本来舞岡小の子が越境する等）はあまり積極的に、認めないほうがよいのではないのでしょうか。</p> <p>⑤現在のキッズクラブの様子は見学されましたか？120人くらいの児童が教室で過ごしていると聞きます。キッズクラブの先生がたは色々企画をして子供たちのことを考えてくれています。数が増えたらまた狭くなります。キッズクラブについてどのようにお考えか教えてください。</p>	メール
	<p>【回答】</p> <p>文部科学省は31学級以上を過大規模校とし、その解消を図ることを設置者に促しており（※）、横浜市でも、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」を策定し、過大規模校について、過大規模の状態が続き、通学区域変更等によっても解消が困難な場合には、分離新設（新しい学校の設置）を検討しています。一方、適した用地の確保が困難なときや施設、教育内容、児童生徒指導等に支障がないときは、分離新設以外の方策も柔軟に検討しています。</p> <p>現在、東戸塚小学校の過大規模校対策については、分離新設案だけではなく、単独整備案と分校設置案を含めた3案を中心に、東戸塚小学校過大規模校対策検討部会で検討を行っています。</p> <p>そして、第3回検討部会では、概ね2校分の施設整備や教職員配置等をメリットで</p>	

あると考える意見や、同一敷地の分校であれば、地域とのこれまでの関係を変えることなく学校運営が行えるといった意見が多く出されたことを受け、分校設置案を検討部会の意見とすることが決まりました。また、東戸塚小学校の通学区域については、第2回検討部会で通学区域調整は行わないことを、検討部会の意見とすることが決まっています。第3回検討部会での議事内容や決定事項等につきましては、12月中旬以降に検討部会ニュースを発行し、保護者や通学区域にお住まいの皆さまにお知らせする予定です。

なお、施設整備に関する御意見については、今後の校舎整備における参考とさせていただきます。また、放課後キッズクラブにつきましては、所管することも青少年局と調整し、専用室を整備するほか、放課後の時間帯に利用できる特別教室等の活用により、必要な活動スペースを確保していきます。

(※) 公立小学校・中学校の適正規模化・適正配置等に関する手引（文部科学省策定）

令和 6 年 月 日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会

東戸塚小学校過大規模校対策に関する意見書

当検討部会は、東戸塚小学校過大規模校の対策として、次の事項を調査審議するため、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置され、令和 5 年 5 月 31 日に第 1 回検討部会を開催しました。

以降、4 回にわたり東戸塚小学校過大規模校対策に関わる諸課題を調査審議し、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

- (1) 過大規模校対策の手法に関する事
- (2) 分離新設又は分校の設置による場合は、学校名に関する事
- (3) 分離新設又は分校の設置による場合は、通学区域に関する事
- (4) 通学安全の確保に関する事
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

2 東戸塚小学校過大規模校対策の目的と検討の前提

東戸塚小学校過大規模校対策の目的は、東戸塚小学校の児童急増対策による教育環境の改善にあります。過大規模校対策の検討は、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」を基本としつつ、次のような点も前提として検討を行いました。

- ・横浜市資産活用基本方針（令和 4 年 12 月改訂）において、新たな用地取得は行わないとされていること、また、東戸塚小学校は市立小学校の校地面積の平均の 2 倍超を有するため、過大規模校対策は、東戸塚小学校の現地にて行う。
- ・東戸塚小学校は校舎の老朽化が進んでおり、建替え等の大規模な老朽化対策を行う。

3 過大規模校対策の手法

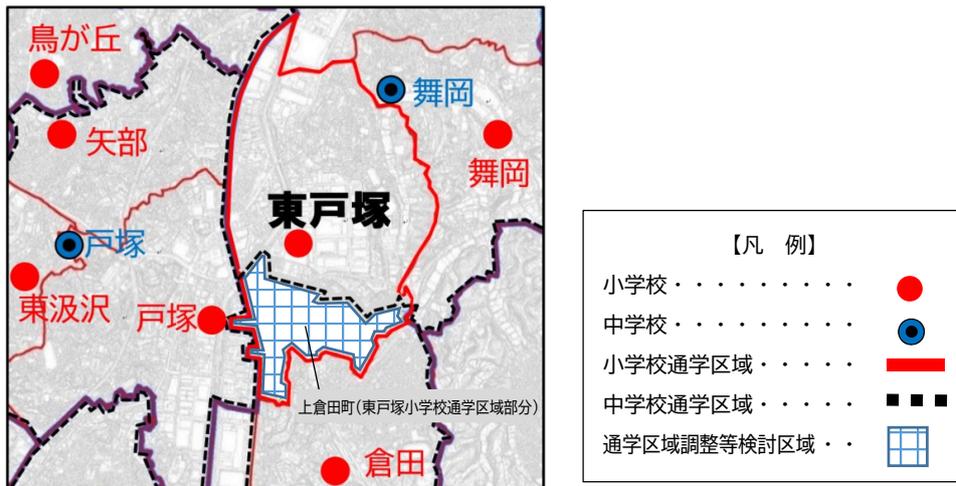
東戸塚小学校の過大規模校対策については、東戸塚小学校の建替え等を行い必要な諸室を整備する「単独整備案」と東戸塚小学校の敷地内に学年別の分校を設置し、東戸塚小学校の分校とする「分校設置案」、通学区域を分割して新設校を設置する「分離新設案」の 3 案の検討を行った結果、「分校設置案」を当検討部会の意見とします。

4 通学区域

東戸塚小学校の通学区域について、検討部会としては、周辺校の状況等も踏まえて、図の範囲について検討をおこないましたが、特別調整通学区域の設定等による見直しは行わない方向とすることを検討部会の意見とします。

なお、通学安全については、通学区域の変更がなかったため、検討部会として調査審議は行っておりません。

【図】通学区域調整等検討区域



5 分校の学年分け

東戸塚小学校（本校）に1～3年生、東戸塚小学校分校に4～6年生とすることを検討部会の意見とします。

6 学校名

分校名案を検討部会にて検討した結果、東戸塚小学校の分校の分校名案は次のとおりとします。

案 「東戸塚小学校分校」

7 その他、過大規模校対策における要望

- (1) 東戸塚小学校は建替え等の大規模な老朽化対策の完了後に分校設置となることから、当面の間、過大規模校として運営することになるため、必要な施設整備を行い、教育環境の確保を行うよう、お願いします。また、教職員の配置等でも配慮をお願いします。
- (2) 分校として管理区分が分かれても、積極的に交流を図るなど、東戸塚小学校としての一体感が損なわれないよう、配慮をお願いします。

小学校施設整備水準

種別	室名	学級数												
		~11	12	13~14	15	16~17	18~19	20	21~26	27	28~30	31~32	33~35	36~
教室	1 普通教室	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
	2 個別支援教室	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
	3 特別支援教室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
特別教室	1 理科教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	4.0
	2 音楽教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	4.0
	3 家庭科教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	4 図画工作教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	5 図書室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	6 教育相談室・耐火書庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
多目的室	1 多目的室(水廻りの学習等)	-	-	-	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	2 多目的室(集会・発表等)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	3 多目的室(少人数指導)	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	4 多目的室(学校指定) ※2	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
管理諸室	1 校長室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	2 職員室 ※3	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.5	2.5	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.5
	3 事務室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	4 保健室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	5 保健相談室・教材教具室②	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	6 放送・スタジオ室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	7 会議室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	8 印刷室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	9 職員更衣室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	10 技術員室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	11 休養室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	その他	12 職員・来校者用玄関	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
13 教材教具室①		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
14 倉庫		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
15 資料室・耐火書庫		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
16 PTA会議室		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
17 地域交流室		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
1 児童更衣室		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
2 昇降口	1.0	1.0	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.5	2.5	2.5	2.5	
3 体育館(アリーナ) ※4	560㎡	560㎡	560㎡	560㎡	720㎡	720㎡	720㎡	720㎡	720㎡	720㎡	720㎡	720㎡	720㎡	1,080㎡

※1 普通教室の1クラス相当の面積を1CRとする

※2 具体的な用途…個別支援教室の増設、国際教室、不登校対応、郷土資料室、児童会議室 等

※3 普通教室十個別支援教室の学級数を適用する

※4 普通教室十1(個別支援教室分)の学級数を適用する

横浜市立小・中学校施設の建替えに関する計画・設計の考え方

令和5年3月改訂

教育委員会事務局

はじめに

横浜市では、平成 29 年度に策定した「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針（以下、「建替え基本方針」という。）」に基づき建替校を選定し事業を進めているところです。

学校施設の計画及び設計に必要な基本方針として平成 14 年に策定した「横浜市小・中学校施設設計画指針」及び平成 16 年に策定した「横浜市小・中学校施設整備水準」に基づき施設整備を行ってきました。

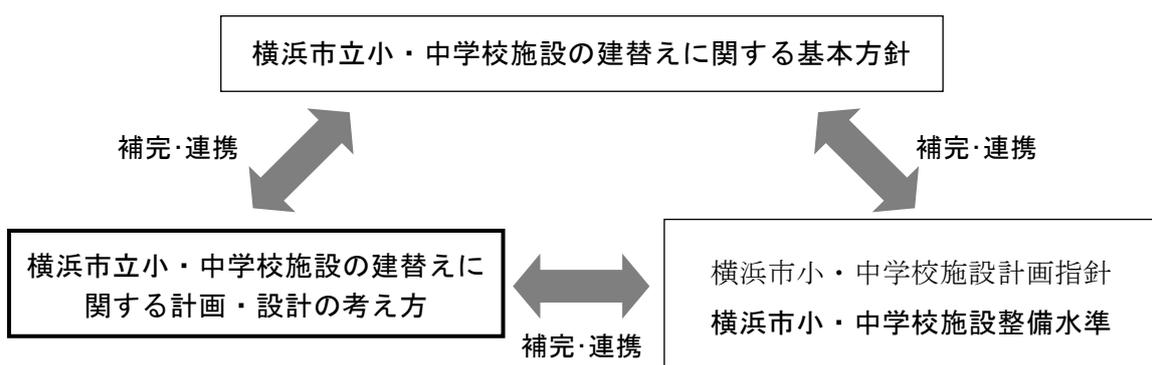
一方で、学校施設をはじめとする大量の公共建築物の老朽化が一斉に進み、現在では保全や建替えにかかる財政負担が課題となっています。将来的には、人口減少社会の到来や人口構成の変化に伴う税収の伸び悩みなど、横浜市を取り巻く状況は大きな転換期を迎えることが予想され、財政負担の軽減・平準化の取り組みは喫緊の課題です。このため、「横浜市小・中学校施設設計画指針」については、文部科学省の施設整備指針、学習指導要領の改訂や横浜教育ビジョン 2030 の策定、建替え基本方針の策定の状況を踏まえ平成 31 年 2 月に改訂し、「今後の建替計画を踏まえ、出来る限り財政的な負担を軽減することを目的とする」ことを明記しました。

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する計画・設計の考え方（以下「計画・設計の考え方」という。）」は、「教育活動に必要な機能の確保」をしつつ、「施設規模の効率化」と「事業費の縮減」を行う考え方を示し、横浜市職員と計画・設計業務に携わる受託者の共通理解のもと、効率的・効果的な建替えと財政負担の軽減の両立を図り、学校施設の建替えを持続可能な事業とすることを目的として策定したものです。

この「計画・設計の考え方」は、教育委員会事務局教育施設課、建築局学校整備課、財政局公共施設・事業調整課と協議して策定をしました。

なお、今後建替えを進めていく中で、社会情勢等の大きな変化や本市の方針の大きな転換などにより、計画・設計の考え方の内容が実態に合わなくなった場合には見直しを検討します

「設計・計画の考え方」の位置づけ



目 次

第1章 学校施設の建替えを進める上での留意点	- 1 -
1 施設規模の増大への対応	- 1 -
2 膨大な事業費への対応	- 1 -
第2章 建替計画・設計を進める上での基本的な考え方	- 2 -
1 建替えにあたっての基本的な考え方	- 2 -
2 工事計画	- 2 -
3 配置計画	- 3 -
4 平面計画	- 4 -
5 立面計画・断面計画	- 5 -
6 構造計画	- 6 -
7 設備計画	- 6 -
第3章 環境への配慮等	- 7 -
1 環境性能の検討	- 7 -
2 木材利用	- 7 -
3 緑化・植栽	- 7 -
4 維持管理・ランニングコストへの配慮	- 7 -
5 安全面への配慮	- 8 -
6 その他の留意事項	- 8 -
第4章 計画・設計の進め方	- 9 -
1 基本構想策定	- 9 -
2 基本計画策定	- 9 -
3 基本設計、実施設計	- 9 -

第1章 学校施設の建替えを進める上での留意点

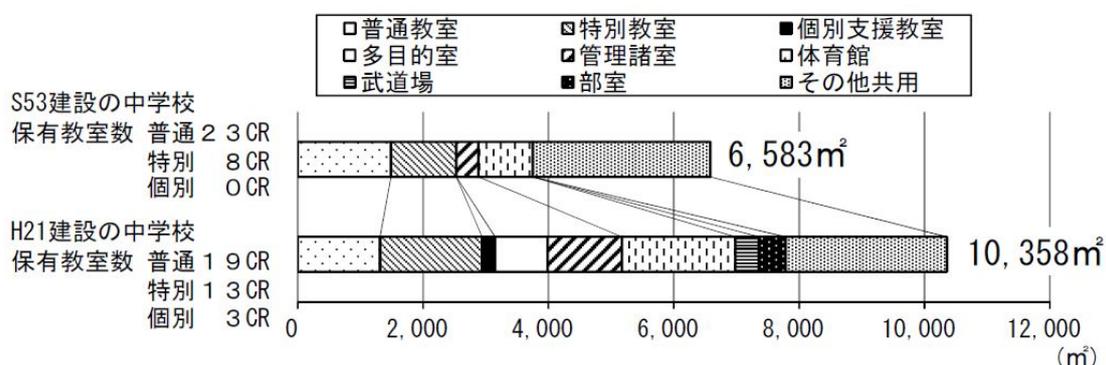
1 施設規模の増大への対応

教育内容の変化等により、整備が必要な特別教室や諸室の種類・面積も変更され、横浜市においても教育内容に必要な学校施設の諸室等を横浜市学校施設整備水準として定め、必要な諸室等を見直してきました。

従来は整備していなかった個別支援教室や多目的室、武道場等を整備することとし、また、体育館も従来の面積より大きく整備することとしています。

そのため、老朽化した学校施設を建て替える場合は、従来の施設規模に比べ、規模が1.5倍程度大きくなる可能性もあり、整備費や維持管理費の縮減を考慮した計画・設計を行う必要があります。

図1 建設年度の異なる同規模中学校の施設比較



出典:横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針(平成29年5月 横浜市教育委員会)

2 膨大な事業費への対応

「建替え基本方針」では、建替対象校は昭和56年度以前に建設された384校とし、事業期間は、昭和56年度以前に建設された学校が築70年に達する令和33年度までとし、事業費は約1兆円と試算しています。事業費が膨大であり、1年間あたりの対象事業費も多額の費用が想定される中、資材等の上昇など事業費の増加要素もあるため、コスト縮減を意識した、効率的な計画・設計を行う必要があります。

表1 建替対象の学校数(平成29年4月1日現在)

建設年度	昭和56年度以前	昭和57年度以降	計
小学校	273校	67校	340校
中学校	111校	34校	145校
計	384校	101校	485校

※ 分校、高等学校附属中学校は除く

※ 義務教育学校は、前期課程を小学校、後期課程を中学校の校数に含む

第2章 建替計画・設計を進める上での基本的な考え方

1 建替えにあたっての基本的な考え方

学校建替えにあたっては、限られた事業費の中で必要な諸室、機能を効果的かつ効率的に配置し、公立学校として必要な教育環境を確保します。

児童・生徒が安全で快適に教育を受けることができる環境を整備すると共に、教職員が管理しやすいプラン、スムーズな動線の確保、死角をなくすプラン（雁行を避ける等）とするために、「コンパクトな計画」かつ「シンプルな計画」とし、工事費、維持管理費などを含めたライフサイクルコストの縮減を行います。

コンパクトな計画：教室をはじめとした効率的な諸室の配置
シンプルな計画：単純な建物形状、均一で合理的な平面・立面・断面・構造計画、
単純な動線、管理のし易さ
標準的な仕上げ仕様（資料編 第3「標準的な仕上げ仕様」参照）

2 工事計画

(1) 建替え方式の検討

建替えの工事計画を検討する際、以下の2つについて検討を行い、決定しています。ひとつは今あるグラウンドに新校舎を建設し、完成後に既存校舎を撤去する方式（ローリング方式）、もうひとつはグラウンドに仮設校舎を建設し、既存校舎を撤去した場所に、新校舎を建設する方式（仮設校舎方式）です。

	ローリング方式	仮設校舎方式
概要	<ul style="list-style-type: none">・現状のグラウンドに新設校舎を建設・既存校舎を解体・撤去し、その部分グラウンドを整備・体育館やプール棟についても建設の後に解体・撤去 (校舎とグラウンドの配置が入れ替わる)	<ul style="list-style-type: none">・現状のグラウンドに仮設校舎を建設・既存校舎を解体・撤去し、その場所に新校舎を建設・体育館やプール棟は適宜建設及び解体・撤去 (校舎・グラウンドの配置はそのまま)

(2) 工事期間中の機能確保

工事期間中においても学習環境を維持できるよう配慮します。

なお、校舎棟以外の機能確保の優先順位は、次のアからエの順とします。

ア 給食の継続

原則として工事期間中も給食が継続可能な計画とし、配膳の際に屋外を通る動線は避けることとします。

イ 体育館使用の継続

グラウンドの確保が難しいケースが多く、体育授業の使用頻度が高いため、原則として継続的に利用可能な計画とします。また、可能な限り防災拠点としての継続利用についても検討します。

ウ プール授業の継続

原則として工事期間中もプール授業が継続可能な計画とします。使用不可となる場合は、出来る限り使用不可の期間を短くするように計画します。

エ グラウンドの継続

工事期間中においても、出来る限りグラウンド面積を確保できるよう努めます。

(3) 部分建替え

建設後の年数が比較的浅く、建替後の全体計画に影響が少ない棟がある場合には部分建替えを検討し、決定しています。検討にあたり、部分建替えと全体建替えのイニシャル、ランニングを含めたコスト比較を行うほか、将来の維持管理や残置建築物の建替え等も含め、敷地全体の建替え計画を策定し、今後の学校運営や工事計画を円滑に行うこととしています。

(4) 安全対策

工事のための動線と児童・生徒・教職員・地域利用の動線の交錯を避けるなど安全面・学校運営に配慮します。

3 配置計画

(1) 校舎棟の配置

建替え方式の検討を踏まえた計画とし、その他に、敷地及び周辺の地形の特性、道路の状況、街並み、将来的な擁壁の築造替え等にも配慮し、経済性、機能性、安全性、維持管理、生活環境等を総合的に判断した配置とします。

また、児童・生徒の安全に配慮し、死角のない配置とします。

(2) グラウンドの配置や面積の確保

グラウンド面積は、小・中学校1校あたり、児童生徒1人あたりともに21都市中最低水準であり、建替えにあたり小学校は120mトラック、中学校は150mトラックを確保し、他の運動施設等が設置できる面積を確保します。（参考資料 第2「1 グラウンドの規模等」参照）

また、災害時の児童・生徒の避難も考慮し、校舎棟昇降口からグラウンドへの避難動線も配慮します。

(3) 体育館、プールの地上設置

小・中学校それぞれの基準に沿った面積を確保すると共に、コスト及び維持管理の観点から原則として、地上レベル（グラウンドレベル）に設置します。体育館については、災害時における地域防災拠点として指定されている場合が多いため、地震や風水害の際にも利用しやすい場所に設置します。

ただし、グラウンド面積の確保が困難で、かつ高さ制限、日影規制等により高層化の計画が困難な場合は、校舎棟又は体育館の屋上へのプール設置や体育館の立体化等についても検討を行います。その際には、学習環境や構造、設備、工事費等を十分検討することとします。

(4) 災害への配慮

ア ハザードマップ等により土砂災害特別警戒区域や浸水想定区域等を把握した上で建物の配置計画を検討します。

イ 学校が地域防災拠点となる場合は、教育活動の再開時に、教育活動エリアと避難所エリアを分離しやすくするとともに、施設の利用にあたって両者の動線が交錯しないよう、普通教室群と体育館の配置に配慮するなど、災害時の避難者受け入れや地域防災拠点としての運営等も考慮した

配置とします。

ウ 津波等の自然災害による浸水が予想される地域など、体育館を地上レベル（グラウンドレベル）に設置することによって地域防災拠点等の機能が損なわれる恐れがある場合は、2階以上への設置も検討します。

(5) 周辺環境への配慮

日影、電波障害、グラウンドの埃、騒音、植栽、出入り車両の影響等、周辺環境への影響を考慮した計画とします。

(6) 複合化への対応

複合化にあたっては、児童・生徒の学習環境と安全の確保に万全を期すとともに、複合施設の活動内容を考慮し、発生する音や視線に配慮した施設計画とします。

また、それぞれの専用部分、共同利用部分の区域、防犯体制や管理に対する責任を明確にするなど、教職員に運営管理上の負担がかからないよう十分配慮します。

4 平面計画

管理エリア・教室エリアの動線が交錯することのないなど学校運営に配慮した平面計画とします。

(1) 普通教室等

ア 普通教室の大きさは、縦8m×横8mの64㎡を標準とします。

イ 特別教室、多目的室、その他の諸室についても、8m×8mの普通教室のグリッドに合わせて配置することを原則とします。

(2) 共用部分の計画

ア 全体規模に占める共用部分の割合

敷地条件等にもよりますが、建物全体の床面積のうち、共用部分の面積は25%から30%までを目安とします。

建物全体の床面積：校舎、体育館及び給食室を含み、プール、屋外倉庫等の附帯施設は除く。

共用部分：廊下、階段、手洗い流し、PS等の部分を指す。

表2 全体規模の目安の例（小学校）

普通教室数	建物全体の床面積		付帯施設	全体の延べ床面積
	諸室の床面積	共用部分		
12 教室	4,700 ㎡	1,800 ㎡	200 ㎡	6,700 ㎡
18 教室	5,500 ㎡	2,200 ㎡	200 ㎡	7,900 ㎡
24 教室	6,100 ㎡	2,300 ㎡	200 ㎡	8,600 ㎡

イ 廊下、階段

廊下及び階段の幅は、建築基準法、バリアフリー法等の基準を満足した上で、通行及び避難に必要な最小限の幅とし、有効幅員の目安は表3のとおりとします。また児童・生徒の安全に配慮し、死角のない動線計画とします。

なお、表3の幅員を広げる場合には、その必要性について学校も含めて十分協議のうえ判断することとします。

また、階段は、通行及び避難に必要な最小限となる数、配置となるよう計画します。廊下につ

いては、利用者、諸室のつながり、構成等を考慮した上で、コンパクトな配置となるよう計画とします。

表3 廊下、階段幅の目安（有効幅員）

	小学校、中学校共通（m）
廊下（片側教室）	2.1
廊下（両側教室）	2.4
階段	1.8

(3) 屋上、バルコニー、ピロティ、吹抜け等

機能上の必要性を十分検討した上で過大な計画としないこととします。

ア 屋上

手すりは形状・仕様をメンテナンスに配慮した計画とします。

イ バルコニー

転落防止、避難動線の確保を目的として設けることを原則とし、通行に支障がない幅員（1 m程度）とします。なお、教室、特別教室、多目的室が無い部分への設置については必要性を十分に検討することとします。

ウ ピロティ

児童・生徒の通行及び避難動線等からやむを得ない場合を除き、原則、設けないこととします。

エ 吹抜け

児童・生徒が転落する恐れがあり、火災時等に火煙の伝搬経路になることも想定されるうえ、防火設備の設置も必要となるため、自然換気等のための効果や必要性について十分検討したうえで設置することとします。

また、児童・生徒の安全性やメンテナンスに配慮し、天窓は設けないこととします。

オ ホール、ワークスペース

児童・生徒の通行及び避難の動線、授業における利用など、その必要性や実際の使い方について学校も含めて十分協議のうえ判断することとします。

カ 中庭

設置を要する場合は採光・通風上適切な配置とするとともに、将来の維持管理、修繕時の作業員の動線や足場設置等についても配慮した計画とします。

5 立面計画・断面計画

(1) 階高等

教室、特別教室及び多目的室の天井高さは2.7mを標準とします。

階高は標準の天井高さに加え、梁や設備配管スペースを考慮し、必要最小限の高さとします。なお、周辺地域への日影等の影響がある場合には、天井高さを下げることも可とします。

(2) 階数

校舎棟は、小学校は3階建て以下、中学校は4階建て以下を原則とします。

グラウンド面積の確保が困難な場合等においては、高層化の計画についても検討します。

6 構造計画

- (1) 建築物の構造設計については、建築基準法令に関する規定、各種建築学会規準のほか、次の各種基準類に準ずるものとします。
 - ア 建築局公共建築物構造設計の用途係数基準（横浜市建築局）
 - イ 建築構造設計指針（文部科学省大臣官房）
 - ウ 建築構造設計基準、同基準の資料（国土交通省大臣官房）
- (2) 経済的なスパン割りやシンプルな形状、適度な耐震壁の配置により柱や梁の寸法を抑え、空間の確保及び躯体量の縮減を図ります。
- (3) 校舎棟と体育館など用途係数が違う建物を一体で整備する場合は、エキスパンションジョイント等を設けて構造上別棟にすることで躯体量の縮減を図ります。
- (4) 将来的な学校施設整備の在り方の変化にも対応できるよう、プランの変更が可能な耐震壁の配置など構造計画に配慮します。

7 設備計画

- (1) 児童・生徒の接触や台車等の衝突など事故等の防止に十分配慮して、機器、操作装置等の設置位置、高さ、仕様等を計画します。
- (2) 機器等は十分堅牢なものとし、機器等の設置及び配管は、地震等においても事故や落下・転落等による危険が生ずることのないよう計画します。
- (3) 良好な学習環境の確保と維持管理コストの低減の両立を図ります。さらに、日常における維持管理作業時の避難動線の確保や照明器具・エアコンフィルターなどの交換時の安全な作業なども考慮し、適切な計画とします。
- (4) 省エネルギー化に寄与する設備の導入を検討すると共に、学校の利用状況を踏まえ、効果的、効率的な設備を計画します。

第3章 環境への配慮等

学校施設の建替えに際しては、自然環境に配慮した学校施設とするため省エネルギー化や木材利用の促進に取り組んでいきます。

なお、再生エネルギーの活用については既存の学校の設置状況や効率性、費用対効果等を十分に検討した上で、個別に調整することとします。

1 環境性能

「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」や「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」等に基づき建築、設備の省エネや創エネの検討を行います。

2 木材利用

横浜市では、平成22年10月に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（令和3年6月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正）に基づいて「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、木材利用の促進に取り組んでいます。この方針に基づき地域材等を利用した内装等の木質化を推進し、木材使用量の目標値は、「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」に定めたものとします。実施にあたっては、メンテナンス性や安全性、ライフサイクルコスト等にも配慮しながら、多くの人の目に触れる部分を優先するなど、効果的かつ効率的な木質化を行います。

3 緑化・植栽

- (1) 学校施設を含めた公共施設は、「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき、敷地面積と用途地域に応じた緑化を行います。
- (2) 緑化・植栽を行う際には、メンテナンス性の観点等から原則として地上における緑化を優先し、効果的かつ経済的な計画とします。
- (3) 樹種の選定にあたっては、周囲からの見え方や維持管理のしやすさ、費用等を総合的に考慮した上で判断します。
- (4) 必要なグラウンド面積を確保できないなど、やむを得ず屋上緑化を採用する場合は、灌水の方法や雨漏りの防止等にも配慮することとします。

4 維持管理・ランニングコストへの配慮

学校施設は原則として教職員や学校用務員が日常的な維持管理を行います。そのため、メンテナンス性・動線にも十分に配慮し、施設計画、設備計画及び外構計画を行います。具体的には、以下の配慮事項が考えられます。

- (1) 清掃のしやすい配置・平面・納まり計画とします
- (2) 雨漏りや結露の発生しにくい建物計画、設備計画・仕様とします
- (3) 設備機器については、故障のリスクやメンテナンスの容易さ、ランニングコスト等に配慮した計画とします。
- (4) 外壁、開口部のガラス等の破損等による交換の容易さ、費用負担軽減を考慮した計画とします。
- (5) 開口部のガラスは、空調効率向上のための断熱を考慮したものとします。

5 安全面への配慮

- (1) 内装仕上げは児童・生徒の活動等を考慮した上で安全性、強度等に配慮します。
- (2) 建具等にガラスを使用する場合は、衝突防止や破損の防止、破損時の飛散防止に十分配慮します。
- (3) 敷地及び校舎内では周囲からの見通しが良く、死角が生じないような計画とします。また、不審者侵入対策など防犯についても周辺の状況を踏まえ、設計段階から十分検討しておく必要があります。
- (4) その他児童・生徒の活動上、事故が生じることのないよう、細部の設計にも配慮します。
転落防止としている手摺の高さは 120 cm 以上とします。児童・生徒だけで活動する場所は 140 cm 以上とします。

6 その他の留意事項

- (1) 誰もが利用しやすい施設となるよう、バリアフリー仕様や動線に配慮した計画とします。
- (2) 扉の指はさみ、ドアへの衝突が無いように計画します。

第4章 計画・設計の進め方

建替え事業は対象校の選定後、基本構想、基本計画の策定を経て基本設計に着手します。
各工程の進め方は以下のとおりです。

1 基本構想策定

敷地条件、計画条件などの基本的な条件を調査、検討するとともに、学校施設の建替えをより良いものにしていくため、関係者に意見を求め施設計画に反映させます。

(1) 計画条件の調査と検討

計画地の法規制、地域の諸条件を確認します。計画校の学級数、施設規模は、義務教育人口推計及び施設整備水準等から決定しています。なお、複合化を行う場合は、複合化する施設の管理運営方法を踏まえ、学校機能に支障の無いような配置計画とします。

(2) 施設構想計画

必要な機能・規模に基づき、施設の配置計画、動線計画、工事計画、仮設計画、概算事業費等の案を作成します。

2 基本計画策定

基本構想案をベースに設計者の建築計画上の知見も加味し、基本設計の初期段階として、設計条件の整理や施設計画案、工事計画案等の策定を行います。

なお、本市の技術審査委員会（設計条件審査）において、基本計画案の妥当性について審議を受けます。また、必要に応じて、基本構想時に意見を求めた関係者へ報告を行う等検討します。

(1) 施設計画案の作成

必要諸室を盛り込んだ平面計画、立面計画、断面計画を作成します。

(2) 工事計画案（建替計画）の作成

効率的で学校運営への影響に配慮した建替計画を作成します。

(3) コスト縮減に配慮した工事概算額の算出

施設計画、工事計画に基づき工事費概算を算出します。施設計画案、工事計画案の作成においては、コスト縮減に十分配慮し、複数案を比較検討の上、決定することを原則とします。

3 基本設計、実施設計

基本計画をもとに、具体的な設計図書を作成します。

(1) 基本設計

ア 耐久性や維持管理のしやすさに配慮し、機能にあった内部・外部仕上げ計画を作成します。

イ 将来の改修にも対応できる構造計画を作成します。

ウ 情報化に対応し、環境と調和のとれた学校施設とするための設備計画を作成します。

エ 基本計画時の工事概算額を精査し、コスト縮減について検討した上で、基本設計図書に基づく工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。）を作成します。

オ 学校運営等を考慮した施工条件や敷地周辺の状況等を踏まえ、仮設計画、工事計画を作成します。

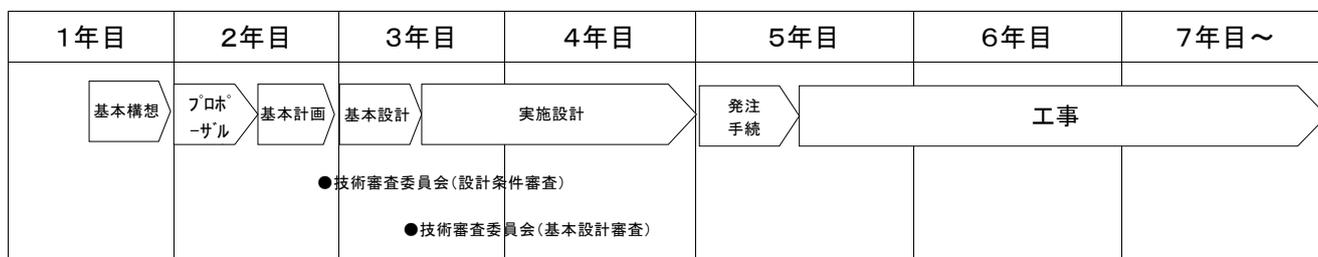
カ 本市の技術審査委員会（基本設計審査）において、基本設計案の妥当性について審議を受けます。

その後、状況に応じて近隣に資料を配布する等行います。

(2) 実施設計

- ア 詳細について学校関係者の意見を聞きながら進め、細部の検討を行い、設計に反映させます。
- イ 履行期限内において、工事発注スケジュールや本市職員のチェック期間等も踏まえた設計工程を作成し、適切に工程管理を行い、十分な余裕をもって設計図書作成・積算業務を行います。
- ウ 設計工程は、計画通知のほか各種関係法令の手続きを、十分な余裕をもって進めることが出来るように作成します。
- エ 学校運営等を考慮した施工条件や敷地周辺の状況等を踏まえ、より詳細に仮設計画・工事計画を検討し、設計に反映します。
- オ 入札参加者の積算や工事施工に支障が出ないように、明確でわかりやすい図面等を作成します。
- カ 国庫補助金の交付を受ける場合は補助金業務の必要工程等を配慮し、業務を行います。

図2 計画・設計の流れ（目安）



改訂履歴

令和2年3月 制定

令和5年3月 改訂